

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

最高裁判所、「反不正競争法」の適用について意見募集稿を公布 (Page2)

2021年8月19日、最高裁判所は「反不正競争法」の適用に関する法的解釈について意見募集稿を公布し、2021年9月19日までにパブコメを募集していた。

Topic-2

国家市場監督管理総局、「電子商取引法」改正案に対してパブコメ募集を行う (Page5)

2021年8月31日、国家市場監督管理総局は、「中華人民共和国電子商取引法」の改正案を起草し、2021年10月14日までにパブコメを募集している。

Topic-3

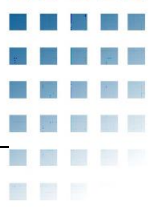
CNIPA、各類型の知財実務問題への回答 (Page7)

1. 悪意的な商標異議申立に対する解決方法
2. 同特許権に対する再侵害行為への処理方法
3. 商品の形が登録商標と類似する場合、商標権侵害になるか

Topic-4

路浩ニュース：Derwent データベースの専門家と演習会を開催した (Page10)

近日、弊所は特許調査、特許分析の業務をさらに精進するため、Derwent データベースの専門家を誘って演習会を行った。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

最高裁判所、「反不正競争法」の適用について意見募集稿を公布

不正競争紛争事件を適切に審理し、公平な競争の秩序を維持するために、最高裁判所は関連法の規定および実際の審理経験を踏まえ、「反不正競争法」の適用における問題に関する法的解釈を打ち出し、2021年9月19日までにパブコメを募集していた。以下は主要内容について簡単に紹介する。

「反不正競争法」2条の適用について

第2条「事業者は、生産・経営活動において、自由意思、平等、公平、信用誠実の原則を遵守し、法律および商業道徳を遵守しなければならない。

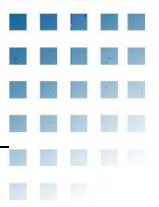
本法にいう不正競争行為とは、事業者が生産・経営活動において、本法の規定に違反し、その他の事業者又は消費者の合法的な権益を害し、市場の競争秩序を攪乱する行為を指す。

本法にいう事業者とは、商品の生産、経営或いは労務の提供（以下「商品」という場合は労務を含む）に従事する自然人、法人および非法人組織を指す。」

- ➡ 「反不正競争法」2章（5～14条）の具体的な規定に該当する場合、2条に適用不可。
- ➡ 2章（5～14条）の具体的な規定に該当しないにも拘らず、信用誠実の原則と商業道徳に違反し、市場の秩序を擾乱し、その他の事業者又は消費者の合法的な権益を害することがあれば、2条の適用が認められる。
- ➡ 当事者は「合法的な権益の損害を受けた」ことのみを事由として2条の適用と主張したが、相手行為によって市場秩序が擾乱されたことを挙証できなければ、その主張が認められない。
- ➡ 生産・経営活動において、事業者から取引機会を奪う可能性があり、競争優位を損害する関係のある市場主体は、2条2項にいう「**その他の事業者**」と認められることが可能。
- ➡ 2条1項にいう「**商業道徳**」とは、特定なビジネス分野で一般認識とされ、遵守される行為規範を指す。裁判所は実際に判断する際に、業界の規則・慣例、事業者の意図、市場秩序や消費者の知る権利への影響などの要素から考慮する。

「反不正競争法」6条の適用について

第6条 事業者は次の混同行為の実施、他人又はその商品と特定の関連性があると関連公衆に誤認させてはならない。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

1) 一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断使用；2) 一定の影響力のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断使用；3) 一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断使用；4) その他の混同行為。

➡ 一定の市場知名度があり、かつ商品の出所を区別できる顕著な特徴を有する標識は、6条にいう「**一定の影響力のある標識**」と認められることが可能。

また、裁判所は「一定の市場知名度」を判断する際に、中国の関連需要者の認識、商品販売の時間、地域、数、宣伝の持続期間などの要素から考慮する。

➡ 営業場所の装飾、営業道具の様式、営業員の服装などによって形成されたオリジナルな全体の営業イメージは、6条にいう「**装飾**」と認められることが可能。

➡ 中国国内で一定の影響力のある標識を商品、商品の包装、取引書類又は広告宣伝、展示などのビジネス活動に使い、商品の出所を区別する行為は、6条にいう「**使用**」と認められることが可能。

➡ 他人とビジネスコンビ、ライセンス、スポンサー、ブランド代弁などの特定関係を含めて、商品の出所を関連需要者に誤認させる行為は、6条にいう「**他人又はその商品と特定の関連性があると誤認させる**」と認められることが可能。

➡ 他人による混同行為の実施を故意的に幫助する行為に対して、裁判所は当事者の請求によって民法典第1169条第1項に基づいて処理することができる。

「反不正競争法」8条の適用について

第8条 「事業者は、その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤った方向に導いてはならない。

事業者は、偽の取引を企てる等の方法により、その他の事業者が虚偽の、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助してはならない。」

➡ 事業者が商業宣伝の過程において、真実でない商品の関連情報を提供し、関連公衆を欺罔、誤導した場合、裁判所は、8条1項にいう「**虚偽の商業宣伝**」と認定できる。

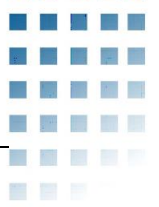
また、商業宣伝の内容が真実性に欠けるが、関連公衆に誤解を生じさせるに足りるものではない場合であっても、8条1項にいう「**虚偽の商業宣伝**」と認定できる。

➡ 事業者が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当し、関連公衆に誤解を生じさせるに足りる場合、裁判所は、8条第1項にいう「**関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝**」と認定できる。

(一) 商品について偏った宣伝又は比較を行った；

(二) 科学的な定説のない観点、現象等を、定説になった事実として商品の宣伝に用いた；

(三) あいまい性のある言葉を使用して商業宣伝を行った；



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

(四) その他の関連公衆を誤解させるに足りる商業宣伝行為

明らかな誇張方式で商品を宣伝しているが、関連公衆に誤解を生じさせるに足りない場合については、「**関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝**」に属しない。

「反不正競争法」12条の適用について

第12条 事業者がネットワークを利用して生産・経営活動に従事することに関する規定

➡ その他事業者及びユーザーの同意を得ずに直接発生したターゲットジャンプについて、裁判所は、12条第2項1号にいう「**強制的にターゲットジャンプを行った**」と認定できる。

➡ 事業者が事前に明確に提示せずかつユーザーの同意を得ずに、変更、終了、アンインストールをユーザーに誤導、欺罔、強制する等の方式により、その他事業者によって合法に提供されるネットワーク製品又はサービスを悪意により妨害又は破壊した場合、裁判所は、**12条第2項2号**の規定によって認定できる。

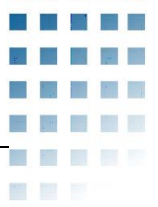
➡ 事業者実施の非互換の行為が次の条件を同時に満たす場合、裁判所は、12条第2項3号にいう「**悪意的な非互換**」と認定できる。

- (一) その他特定の事業者に対して非互換を実施する
- (二) その他事業者によって適法に提供されるネットワーク製品又はサービスのユーザーの正常な使用を妨害する
- (三) その他事業者が第三者との提携等の方式を通じて、非互換行為による影響を解消することができない
- (四) 合理的な理由に欠ける

➡ 事業者がネットワークを利用して生産・経営活動に従事し、次の条件を同時に満たす場合、裁判所は、12条第2項4号にいう「**その他の正常な商品・サービス提供を妨害・破壊する行為**」と認定できる。

- (一) ネットワーク技術手段を利用して実施する場合
- (二) その他事業者の意向に反し、かつ、事業者提供のネットワーク製品又はサービスが正常に運用できなくなる
- (三) 信用誠実の原則及び商業道徳に違反する場合
- (四) 市場競争の秩序を攪乱し、消費者の合法的な権益を害する場合
- (五) 合理的な理由に欠ける場合

出所：最高裁判所 <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-318221.html>



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-2

国家市場監督管理総局、「電子商取引法」改正案に対してパブコメ募集を行う

知的財産権の保護を強化し、プラットフォーム経済の秩序を整え、電子商取引の持続的で健全な発展を促進するため、国家市場監督管理総局は2021年8月31日に、「中華人民共和国電子商取引法」の改正案を起草し、2021年10月14日までにパブコメを募集している。

今回の改正では、主に「電子商取引法」の第43条、第84条を修正する。

第43条 プラットフォーム内経営者は転送された「通知」（権利者からの侵害リンク削除依頼）を受けてから、電子商取引プラットフォーム経営者に対して、権利侵害の行為がないと主張する「声明」を提出することができる。同「声明」には、権利侵害の行為がないことを示す初歩的な証拠を含めねばならない。……

第84条 電子商取引プラットフォーム経営者が本法第42条、第45条の定め違反し、プラットフォーム内経営者の知的財産権を侵害する行為に対して法に基づく必要な措置をしていなかった場合、知的財産権行政部門は期限を設けて是正を命じる。期限を過ぎても改善しなかった場合には、5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が特に深刻な場合には50万元以上200万元以下の罰金を科す。

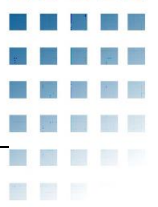
第一、不侵害声明返送後の待機時間を延長する。

改正前：「電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権者に送達された後の15日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又は起訴した通知を受け取っていない場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。」

改正後：「15日以内」→「20営業日以内」

第二、不侵害声明返送後の待機時間を長くしたことにより取引の損失が生じ得る問題を緩和するため、次の規定を追加する

「プラットフォーム内経営者が潜在的な知的財産権の侵害によって生じる損失の賠償に用いる相応の担保を提供する場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、講じた措置を一時的に中止することができる。」



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

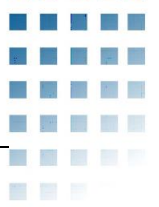
第三、次の規定を追加する

「プラットフォーム内経営者が、虚偽の侵害行為が存在しない声明を提出したことにより、権利者の損失を拡大させた場合は、負うべき賠償責任が倍増する。」

第四、次の規定を追加する

第 84 条により、プラットフォーム内経営者による知財権侵害行為に対して、電子商取引プラットフォーム経営者は、法に基づく必要な措置を講じていなかった場合の法的責任として、「情状が特に深刻な場合、関係部門はそれが展開するネットワーク関連の経営活動を制限し、さらに、ネットワーク経営関連の許可証を取り消すことができる。」

出所：国家市場管理総局 http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202108/t20210831_334252.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

CNIPA、各類の知財実務問題への回答

1. 悪意的な商標異議申立に対する解決方法

近日、全国商工会連合会が悪意的な異議申立に対して政治協商会議で提案した。その提案に対して、CNIPA は次のように回答した。

1) 「異議又は無効審判の請求主体を縮小する」の提案について

2013 年の商標法改正によって、悪意的な異議申立を取り締るために、異議申立の請求人および請求理由について制限規定を追加した。先行権利の侵害を事由として異議を申立てる主体は、先行権利者又は利害関係者に限ると規定された。また、商標として使用禁止又は登録禁止である場合、請求主体は任意の者と規定された。

今後、請求主体の制限、第三者による情報提供制度などについて研究を進め、不使用取消審判の請求人の挙証責任を追加するよう立法部門に提案するつもりである。

2) 「異議申立の官庁費用を高める」の提案について

今後、異議申立を含む商標業務の費用体制の改善、賠償責任の増設などについて関連部門に提案するつもりである。

3) 「異議応答通知書等の書類の送達方法を改善する」の提案について

これまでの書類送達方法として、主に郵便、直接手渡し、データ転送と公告送達の四つの方法を採用し、特定の責任者が担当している。今後、送達および作業プロセスを巡ってよりよく対応する。

4) 「商標局の異議、無効審判の審査方法を改正する」の提案について

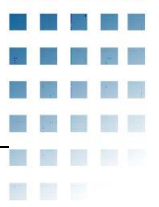
これまでの審査方法は主に書面審査となる。当事者又は実際の状況により、口頭審理を行うこともある。今後、異議申立において証拠開示制度、公聴制度などの増設について論証する。

5) 「悪意異議により登録商標が無効された後、悪意的に抜け駆け出願された」問題について

● 専門な取締り行動などによって商標の悪意出願行為を厳しく取り締まる。また、悪意出願人に行政処罰をしたうえ、全国の公共信用管理システムに記録する。

● 権利の付与・確定のプロセスを巡って改善策を出し、権利保護にかかる期間を短縮する。

出所：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/25/art_516_169642.html?xxgkhide=1



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

2. 同特許権に対する再侵害行為への処理方法

近日、福建省知識産権局は同特許権を繰り返して侵害する行為への処理方法に関して、CNIPA に指示を求めた。CNIPA は次のように回答した。

現行している「専利法」および「専利法実施細則」には同特許権の再侵害行為に関する規定はない。ただし、「専利に関する行政の法的執行の弁法」によって、権利者又は利害関係者の要請により、侵害行為を直ちに停止する是正を命じることができる。また、北京、福建などの地方規定により、行政処罰を科すことができると明らかに規定している。

1) 履行期限について

侵害行為停止の起算日は行政裁決決定書の受領日とする。履行期間の確定については、実務では、侵害品の販売数、侵害品の回収および処分方法の難易度などの要素から考慮される。

2) 再侵害行為の起算日の認定について

再侵害行為の起算日の算定は初回侵害行為に関する行政又は司法プロセスの完了時間次第である。初回侵害行為に対する裁判所による強制執行プロセスの完了時、又は権利者の請求による強制執行期間の満了日は、初回侵害行為の行政又は司法プロセスの完了時間とされることができる。その後が発生した侵害行為は再侵害行為とされる。

「行政強制法」53 条により、侵害者が法定期限まで行政決定の再審議も訴訟も提起せず、行政決定を履行しない場合、強制執行権のない行政部門が前記期限の満了日より 3 ヶ月以内に、本規定に基づき裁判所による強制執行を請求することができる。

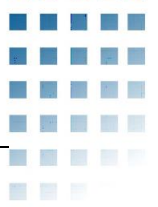
「行政訴訟法適用に関する最高裁判所の解釈」158 条により、侵害者が法定期限まで訴訟提起も裁決履行もせず、裁決を下す行政機関が法的執行期間内に裁判所による強制執行を請求しなかった場合、権利者又はその継承人、権利享有者は 6 ヶ月以内に、裁判所による強制執行を請求することができる。

「民事訴訟法」239 条により、「執行請求の期間は 2 年とされる」。

中止期間中に発生した侵害行為に対して、裁判所による強制執行を請求することによって救済を求める。もし裁判所による強制執行プロセスの完了後、又は権利者の請求による強制執行期間の満了日以降に侵害行為が発生した場合、再侵害行為とされる。

3) 「改善したがまた侵害した行為」への処理について

侵害行為とされ、再侵害行為と認定できる。ただし、処罰軽減が可能。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

4) 再侵害行為に対する審理・審査のプロセスについて

「特許法」65条により行政裁決又は司法プロセスを経てから、その行政裁決の決定又は発効判決に基づき再侵害行為の認定を行うことができる。認定成立の場合、法執行部門が行政処罰を科す。

5) 再侵害行為における行政責任と民事責任の関係について

「特許法」71条により、「専利権の故意侵害行為に対して、情状が深刻な場合、1倍—5倍の賠償額を科す」。「懲罰的損害賠償の適用に関する最高裁判所の解釈」4条により、「権利侵害により行政処罰又は審判された後、再度に侵害行為を行う場合」、「情状が深刻」と認定できる。

→つまり、司法審判の際に、再侵害行為に対して懲罰的賠償の適用が可能。

「民法典」187条により、「民事主体は同一行為により民事、行政、刑事の責任を負うべき場合、行政・刑事の責任負いは民事責任を負うことに影響しない。」

→つまり、再侵害行為に対して懲罰的賠償と行政処罰の同時適用が可能。

出所：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/9/8/art_546_169851.html?xxgkhide=1

3. 商品の形が登録商標と類似する場合、商標権侵害になるか

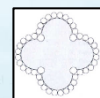
近日、四川省知識産権局は標記の件に関して CNIPA に指示を求めた。

権利者の有効登録商標の基本情報

権利者1：CHANEL、第768790号（1403類似群 アクセサリー、宝石など）



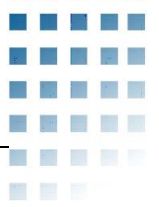
権利者2：Van Cleef & Arpels、第15395177号（1403類似群 アクセサリー、宝石など）



CNIPA の指示

- 1) 前記の両登録商標は高い知名度および識別性を有し、権利者と唯一の対応関係が形成された；
- 2) 関連需要者は商標と権利者の対応関係を認識することができる；
- 3) 前記の商標態様を商品の形にすることは商品の出所を示す作用があるので、関連需要者に商品の由来を誤認させる。
- 4) 「商標法实施条例」76条により、当該行為は、商標法57条2項にいう商標専用権侵害に当たった。

出所：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/9/10/art_546_169921.html?xxgkhide=1



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

路浩ニュース： Derwent データベースの専門家と演習会を開催した

Derwent データベースと言えば、データが一番多い、精確性が一番高い、一番使いやすいと言われるまで、知財業界でよく知られているデータベースである。

弊所は特許調査、特許分析の業務をさらに精進するため、今年 Derwent データベースの導入を追加した。近日、弊所の北京本部で Derwent データベースの専門家を誘い、Derwent データベースの特徴、使い方の操作法および実際事例の説明を巡って演習会を行った。



弊所は設立されて以来、数多くの政府又は企業依頼の特許調査・分析プロジェクトを担当してきた。また、全国弁理士会の委託により、弁理士トレーニング教材として「專利コンサルティングサービス」を編集したこともある。今回 Derwent の導入をきっかけにして、より良いコンサルティングサービスを提供するよう目指している。